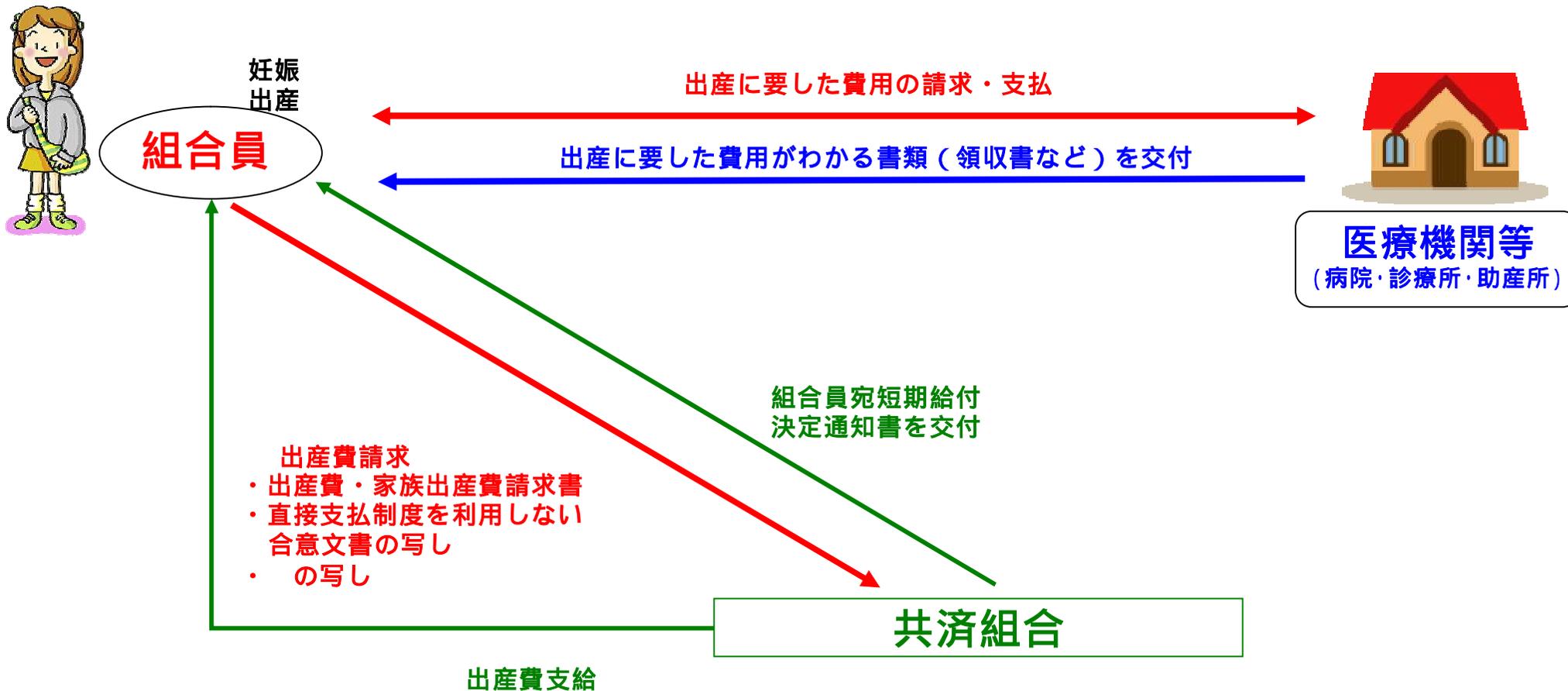


# 直接支払制度も受取代理制度も利用しない場合の手続



## 【注意事項】

- ・ 出産費・家族出産費が対象ですが、出産費を例にして表しています。
- ・ 「直接支払制度に関する合意文書」に「直接支払制度を利用する」旨記載されている場合は、「直接支払制度を利用する際の手続」をご覧ください。
- ・ 出産に要した費用の額がわかる書類に「出産年月日」や「出産児数」の記載がない場合は、 の書類に加え、以下の書類が必要です。
  - 生産の場合 「出生証明書」の写しまたは母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し  
(「出産の状態」のページに出産者の氏名が明記されていない場合は、出産者の氏名が書かれているページも必要です。)
  - 死産の場合 「死産証書(死胎検案書)」の写し